



今月のトピック

- ◆ 生命保険協会「契約照会制度」について
- ◆ 自動車保険「運転者範囲」の設定について
- ◆ メディカルワンポイント「アンガーマネジメント」



生命保険協会の「契約照会制度」ってご存じですか？



親や家族の「死亡」または「認知判断能力の低下」で
生命保険契約の存在が分からない…

そんなときは、生命保険協会の

生命保険契約照会制度 をご利用いただけます

お客さまに代わって、生命保険協会が生命保険各社に生命保険契約の有無を確認します



どんなときに制度が利用できるの？

次の理由により、
生命保険契約の有無が
分からないとき

- **[平時]** 親や家族が**死亡**したとき
親や家族の**認知判断能力が低下**したとき
- **[災害時]** 災害救助法が適用された地域で被災したこと
による死亡または行方不明のとき



どんな手順で調べたらいいの？

家族で調べる

- 保険証券を探す ● 保険会社の通知を探す ● 通帳を確認する
- など、まずは家族で生命保険契約の存在や内容を調べ、
制度を利用する必要があるかを判断します。

調べても分からない時

保険証券等があった時

制度を利用する

契約の存在が分からない場合は、生命保険協会に契約の有無の照会を行います。



※利用料は 1 照会当たり税込み WEB申請:6,000円、書面申請:7,000円です。加えて、確認書類として「戸籍」や「協会所定の診断書」等の提出を求めるため、別途ご準備いただく必要があります。
なお、災害時は利用料や書類の提出は求めません。

契約の
存在が
判明した時

保険会社へ連絡する

契約内容の確認や保険金・給付金の請求については、契約している保険会社に、直接連絡をします。



※契約の存在が判明した場合、契約内容の詳細や具体的な請求手続きについては、当該契約に基づく権利を有する方から生命保険会社にご確認ください。

詳しくは、生命保険協会のホームページをご参照ください



運転者の範囲等の設定をご確認ください！

自動車保険の値上げが続いています。
交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、修理費の高騰がそれを上回っており、その結果、保険会社は保険料を引き上げせざるを得ない状況です。
今回は、上昇する保険料の節約にもなる「運転者の範囲、年齢条件、家族限定特約」など、その設定のポイントをご説明いたします。

※あいおいニッセイ同和損保、損保ジャパン、東京海上日動、三井住友海上についての内容となります。



ステップ1 記名被保険者を決める

記名被保険者は、「対人・対物賠償保険等の被保険者（補償の対象となる方）の範囲」「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」「記名被保険者年齢別料率区分」等を決める重要な要素となります。

具体的には、ご契約のお車を「**主に運転される方**」から1名を設定いただきます。

※「主に運転される方」とは、次のいずれかの方を言います。

- ①「主たる運転者（運連頻度の高い方）」
- ②「ご契約のお車の所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のお車を自由に支配・使用している方 ※ご家族が補償される特約などを付帯する契約では、「補償の中心となる方」となります。

ステップ2 運転者の確認

次にご契約のお車を運転される可能性のある方を確認します。

ご本人のみ、ご本人と配偶者のみの場合には、「**本人限定**」「**本人配偶者限定（夫婦限定）**」を設定することで、**保険料を抑えることができます。**

◎年齢問わず補償 ○運転者年齢条件の範囲内で補償 ×補償対象外

運転される方 特約	①記名被保険者	②①の配偶者	③①又は②の同居の親族	④①～③の方の業務に従事中の 使用人	⑤左記以外の方 (別居の親族や友人等)
本人限定	○	×	×	×	×
本人・夫婦限定	○	○	×	×	×
限定しない	○	○	○	○	◎

※二輪、一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車は設定できません。

ステップ3 年齢条件の設定

記名被保険者を中心に運転される方のご年齢を確認します。

ご契約時に、**特に何も設定しない場合、年齢条件は「全年齢（どなたが運転しても補償される）」**となっています。
したがって、**運転者の年齢条件を設定し、補償範囲を縮小することで、保険料を抑えることができます。**

運転者の年齢条件が適用される方

- ① 記名被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①～③の方の業務に従事中の使用人

左記表の中で、ご契約のお車を運転される方のうち、最も若い方の年齢に応じて設定が必要です。

なお、左記表以外の方（別居の親族や友人など）は、年齢条件の対象外となりますので、設定された年齢条件にかかわらず保険金をお支払いします。

設定可能な年齢条件は、ご契約いただく保険やお車の車種によって異なります。【○：設定可能】

	年齢問わず	21歳以上	26歳以上	35歳以上
自家用の自動車保険	○	○	○	○
二輪自動車	○	○	○	—
一般原動機付自転車 特定小型原動機付自転車	○	○	—	—



よくあるお問い合わせ事例を確認してみましょう！

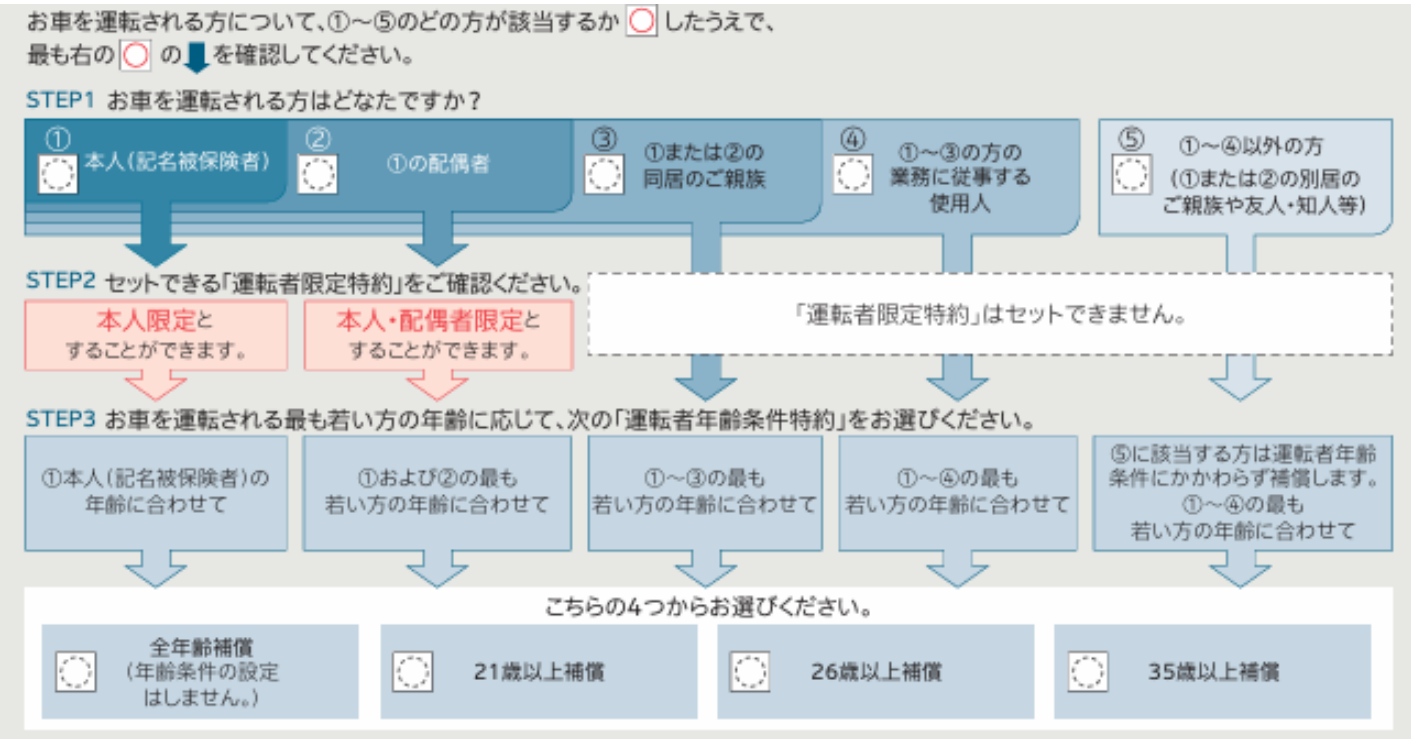
自動車保険の各種設定ミスにより、万が一の事故の際に補償されないなんて言うことが起こると困ります。
さらに、上昇する保険料を抑える意味でも、各種設定をご確認いただき、少しでも家計のお役に立てたらと思います。



- Q 1** 別居の子どもが、たまに実家に帰ってきたときに運転することがあります。年齢条件を35歳以上で設定しているが、子どもが運転しても補償対象ですか？
- A 1** 年齢条件は、同居の親族（ご家族）のみに適用されるため、別居のお子さまが運転されて事故をされた場合でも対象となります。
ただし、運転者の範囲を「本人限定」や「本人・配偶者（夫婦）限定」と設定している場合は、別居のお子さまの運転による事故は対象外となりますので、ご注意ください。
- Q 2** 別居の子ども（20歳）は、地方の大学で下宿をしているが、住民票上は住所変更手続きをしていません。この場合、年齢条件35歳以上と設定した場合、子どもが帰省した際に運転した場合の事故は補償対象ですか？
- A 2** 年齢条件の設定における「同居」は、住民票上の住所ではなく、実態上の住所が基準となります。したがって、お子さまは「同居」ではなく、「別居」となります。
したがって、上記Q 1と同じ扱いとなり、補償対象となります。

自動車保険 ご契約条件チェックフロー（自家用自動車の場合）

ご自身の自動車保険の条件について、一度チェックしてみてください。



ご契約内容の変更、ご不明点などございましたら、遠慮なくお問い合わせください。
ご契約者ご本人様からご連絡いただければ、お電話等でも変更を承ることも可能です。
◎ご契約いただいている保険会社により、条件や補償対象など異なる場合がございますので、ご承知おきください。
本内容は、あいおいニッセイ同和損保、損保ジャパン、東京海上日動、三井住友海上についての内容となります。

『アンガーマネジメント』

東京エイドセンター産業医 中原

1970年代にアメリカで生まれたとされている怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニングです。
怒らないことを目的とするのではなく、怒る必要のあることは上手に怒り、怒る必要のないことは怒らなくて済むようになることを目標としています。
当初は犯罪者のための矯正プログラムなどとして活用されていました。



怒りが生まれるまでの3段階

第1段階

出来事に遭遇

何らかの出来事があったり、誰かの言動を見る、聞く

第2段階

出来事の意味づけ

その出来事、誰かの言動などが、どういうことなのかを考え、意味づける

第3段階

怒りの発生

意味づけをした結果、自分が許せないものであれば、怒りが生じる

それぞれの**経験**や**学習した**ことをもとに、出来事をどう意味づけるかで、「怒る」のか「怒らない」のかが決まります。

個人の価値観により影響を受けるので、ここを変えるのには時間が必要・・・

アンガーマネジメントは、「怒り」の感情をコントロールすることで、健全な人間関係を作り上げていくための技術です。

◆ 一旦思考を止める

◆ 怒りが爆発しそうな時に、自分の中で言葉を唱えて、落ち着かせる

◆ 意識を「今」「この場所」に集中させる

「なぜ相手はこんなことを言うのか？」

「大丈夫、なんとかなるさ」

「悪く受けとるのはやめよう」

目の前の物を手に取って、集中して観察する

怒りに任せて相手を責めるのではなく、相手の気持ちを尊重しつつ、自分の気持ちを伝えるには、**アサーティブコミュニケーション**が有効です。

POINT

主語を自分にして、自分の思いを主張する 相手の思いを聞く

①怒りを感じた時は一呼吸おく ②自分の価値観を押し付けない

③アサーティブな表現を用いて自分の気持ちを伝える

この簡単な3点を意識して風通しの良い職場の環境づくりに繋げましょう。



【編集後記】

子どもたちの新学期が始まり、街に少し活気が戻ったように感じます。生活リズムが変わる時期は、交通事故やちょっとしたトラブルが増えやすいと言われていますので、どうかお気をつけて過ごしてください。皆さまが安心して日々を過ごすよう、保険の面からもしっかり支えてまいります。

東京都人材支援事業団 指定幹事損害保険代理店



現役でも 退職後でも 安心のサポート

フリーダイヤル 0120-518-810

(受付：平日9:00～17:00)

〒163-0943 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス16階